

議案第 10 号

輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会職員職名規則(平成 19 年輪島市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則の表補助職員の項中「支援員 指導サポーター」を「支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 28 年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 11 号

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務局組織規則(平成 20 年輪島市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 生涯学習課の項中第 26 号を削り、第 27 号を第 26 号とし、第 28 号から第 48 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 文化課の項中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、第 23 号を第 24 号とし、同項第 22 号中「無形文化遺産」を「文化遺産」に改め、同号を同項第 23 号とし、同項第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(22) 上時国氏庭園・時国氏庭園調査検討委員会に関すること。

別表第 3 生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課	ふれあいプラザ河原田 農村ふれあい広場 高齢者いきがいつくり輪島深見センター 農村環境改善センター 刃地多目的集会施設 阿岸コンベンションホール 本郷農林漁家高齢者センター あすなろ交流館 一本松総合運動公園体育館 一本松総合運動公園市民温水プール
-------	--

別表第 4 を次のように改める。

所管課	附属機関及び各種委員会等の名称
庶務課	(1)教育大綱策定等審議会(補助執行を行うもの) (2)教育事務点検評価審議会 (3)市立小学校適正規模等検討委員会

学校教育課	(1) 就学指導委員会 (2) 奨学生選考審査委員会(補助執行を行うもの) (3) 共同調理場運営委員会 (4) 学校評議員
生涯学習課	(1) 社会教育委員 (2) 公民館運営審議会 (3) 図書館協議会 (4) 子ども読書活動推進会議 (5) 男女共同参画推進審議会(補助執行を行うもの) (6) 女性センター運営委員会 (7) スポーツ推進審議会 (8) スポーツ推進委員 (9) 地域協育推進委員会
文化課	(1) 文化財保護審議会 (2) 伝統的建造物群保存地区保存審議会 (3) 文化的景観調査検討委員会 (4) 上時国氏庭園・時国氏庭園調査検討委員会 (5) 文化会館運営委員会 (6) 漆芸美術品購入等検討委員会(補助執行を行うもの) (7) 黒島天領北前船資料館運営委員会 (8) 旧嘉門家運営委員会 (9) 天領黒島角海家運営委員会 (10) 櫛比の庄禅の里交流館運営委員会

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

平成 28 年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

## 議案第 12 号

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正について

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則

輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成 20 年輪島市教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号備考中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6 箇月」を「6 か月」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係規定の整備を図るため。